



## 構造設備基準

- 1 6.6㎡以上の専用の施術室をそれぞれ有すること。
- 2 3.3㎡以上の待合室を有すること。（あはき・柔整で共用可）
- 3  …斜線部分は、以下の①又は②を満たしてください。
  - ① 壁（別室）
  - ② 天井又は床に固定したパーティション  
（パーティションは、高さ200cm程度で移動できないもの）
- 4  …換気設備は、あはき施術室・柔整施術室のそれぞれに必要です。  
換気設備は、以下の①又は②を満たしてください。
 

換気扇

  - ① 換気扇（大きさの基準なし。検査時に動作確認します。）
  - ② 施術室の床面積の7分の1以上の外気開放部分がある窓  
（引き違い窓の外気開放部分は、窓の面積の半分です。）

≪外気開放部分の基準≫  
「施術室の床面積（㎡）」÷7 ≦ 「外気開放部分（㎡）」になるようしてください。
- 5 - - - - - …プライバシー保護のため、ベッドの周囲はカーテンを設置してください。
- 6  従事者用の消毒設備、 消火器を設置してください。

## 平面図の書き方

- 1 平面図には、待合室、あはき施術室、柔整施術室の面積（㎡）を記載してください。
- 2 面積を計算するために、各部屋の寸法（縦横の長さ(m)）を記載してください。